

## 1. 介護保険、高齢者福祉サービス

### 【サービス概要】

40歳以上の方が被保険者となり、要介護（要支援）認定申請ののちに介護認定（※要支援1から要介護5まで）を受けると、原則費用の1割で以下の対象者が表1などのサービス等が受けられます。

### 【対象者】

- ・65歳以上の方で、介護や支援が必要であると認定された方
- ・40～64歳の医療保険加入者で、加齢が原因とされる病気（図1の特定疾病）により支援が必要であると認定された方

### 図1 特定疾病

○筋萎縮性側索硬化症（ALS） ○パーキンソン病関連疾患  
 ○骨折を伴う骨粗しょう症 ○初老期における認知症  
 ○早老症 ○多系統萎縮症 ○脊髄小脳変性症  
 ○脳血管疾患 ○脊管狭窄症（うち広範囲脊管狭窄症）  
 ○閉塞性動脈硬化症 ○慢性閉塞性肺疾患 ○がん（末期）  
 ○後縦帯骨化症 ○関節リウマチ（うち悪性関節リウマチ）  
 ○糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症  
 ○両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

※下線部の疾患は指定難病

### <申請・相談窓口>

- ・久留米市介護保険課
- ・各総合支所市民福祉課
- ・各地域包括支援センター



## 2. 障害者総合支援法によるサービス

### 【サービス概要】

障害のある方が住宅及び施設でのサービスを希望し、申請後認定されると、原則費用の1割で表1のサービス等が受けられます。

障害者福祉サービスの対象となる難病の方は、障害者手帳を所持していなくても、必要と認められた支援が受けられます。詳しくは相談窓口にお問い合わせください。

### 【対象者】65歳未満の方

1. 身体障害者手帳所持者
  2. 療育手帳所持者
  3. 精神障害者保健福祉手帳所持者
- （65歳以上の方、手帳を所持していない方でも対象となる場合があります。ご相談下さい。）

### <申請・相談窓口>

- ・久留米市障害者福祉課 ・各総合支所市民福祉課
- ・各障害者基幹相談支援センター

## 3. 障害者手帳による割引・減免制度

### 【主な割引等サービス】

- ・有料道路の通行料金割引
- ・タクシー料金の助成、電車・バス料金の割引
- ・携帯電話の割引サービス
- ・自動車税の減免
- ・所得税、市・県民税の障害者控除

### <申請・相談窓口>

- ・久留米市障害者福祉課
- ・各総合支所市民福祉課



## 4. 医療費に関すること

### \*特定医療費（指定難病）受給者証の申請

指定難病にかかっていると認められる者であって、次のいずれかに該当する者。

1. その病状の程度が、厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いて定める程度（個々の指定難病の特性に応じ、日常生活又は社会生活に支障があると医学的に判断される程度）である者。
2. 当該支給認定の申請のあった月以前の12月以内に医療費が33,330円を超える月数が既に3月以上ある者（軽症高額該当）

### <申請・相談窓口>

- ・久留米市保健所健康推進課（難病・在宅医療チーム）

### \*重度障害者医療

身体障害者手帳の1級または2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級などの条件に当てはまる方は、1つの医療機関ごとに保険対象の医療費の自己負担が定額になります。

- 1) 通院：500円/月
- 2) 入院：3歳以上15歳到達後最初の年度末まで  
 500円/日（月3,500円限度）  
 低所得の場合 300円/日（月2,100円限度）  
上記以外  
 500円/日（月5,000円限度）  
 低所得の場合 300円/日（月3,000円限度）

### <申請・相談窓口>

- ・久留米市医療・年金課 ・各総合支所市民福祉課

### \*限度額適用認定証・高額療養費

1か月に支払った医療費が所得に応じた自己負担限度額を超えた場合に適用されるものです。

#### 1) 限度額適用認定証

事前に申請することで、治療費を自己負担限度額までに抑えることができます。入院・外来のどちらでも利用できます。

#### 2) 高額療養費

治療費を支払った後、申請することで、自己負担限度額を超えた分が後日返還されます。

### <申請・相談窓口>

- ・国民健康保険（国民健康保険も含む）、後期高齢者医療制度の加入者  
 →久留米市健康保険課、各総合支所市民福祉課
- ・その他の医療保険加入者  
 →各医療保険者の窓口

表1

利用可能なサービス（※共通項目の一部を抜粋）	サービス利用の優先順位（1 → 2）	
	1. 介護保険、高齢者福祉サービス	2. 障害者総合支援法
福祉用具（介護保険・高齢者福祉サービス） 日常生活用具（障害者自立支援、難病患者等居宅生活支援）	○（貸与・購入）	○（給付）
ホームヘルプサービス	○	○
ショートステイ（短期入所）	○	○
デイケア、デイサービス 施設に通所し、食事・排泄・入浴・リハビリテーションなどのサービスが受けられます。	○	○
訪問入浴サービス 浴槽での入浴が困難な方のお宅に看護師とヘルパーが訪問し、訪問入浴車を用いて入浴介助を行います。	○	○
緊急通報システム 概ね65歳以上で一人暮らしの高齢者や身体障害のある方で、緊急通報機器の貸与を行います。	○	○

# 安心できる 療養生活のために

難病の皆様が安心して療養生活を送るために、公的機関が提供するサービスを活用することも一つの方法です。ここでは、難病の皆様が利用できるサービスや制度・窓口に関する情報を案内しております。ご不明な点等ありましたら、下記相談窓口にご相談ください。

## ★相談窓口★

◎保健所健康推進課（難病・在宅医療チーム）

TEL：0942-30-9729

FAX：0942-30-9833

◎保健所健康推進課（母子保健チーム）

TEL：0942-30-9731

◎介護保険課

TEL：0942-30-9205

◎長寿支援課

TEL：0942-30-9038

◎障害者福祉課

TEL：0942-30-9035

◎医療・年金課

TEL：0942-30-9034

◎健康保険課

TEL：0942-30-9029

◎生活支援第1課、第2課

TEL：0942-30-9023

◎各総合支所市民福祉課

〈田主丸総合支所〉 TEL：0943-72-2112

〈北野総合支所〉 TEL：0942-78-3552

〈城島総合支所〉 TEL：0942-62-2112

〈三瀨総合支所〉 TEL：0942-64-2312

発行：久留米市保健所健康推進課

難病・在宅医療チーム



## \*自立支援医療

### 1) 更生医療

身体障害者手帳の交付を受けている方（満18歳以上）に対して、障害の軽減や日常生活能力の向上等を目的として、指定医療機関で公費による医療費の支給を受けることができます。（対象となる医療内容は限られております。詳しくはご相談下さい。）

### 2) 精神通院医療

精神疾患のために、継続した通院治療を受ける必要がある場合、指定医療機関で公費による医療費の支給を受けることができます。

### 3) 育成医療

身体に障害を持つ18歳未満の児童が、治療継続により障害の進行予防や、障害の軽減が可能である場合に、指定医療機関で医療費の支給を受けることができます。

#### <申請・相談窓口>

1) 2)：久留米市障害者福祉課

各総合支所市民福祉課

3)：久留米市保健所健康推進課（母子保健チーム）

## \*ひとり親家庭等医療

母子家庭、父子家庭などのほか、父親又は母親に障害がある場合、医療費の自己負担が定額（通院：800円/月、入院：500円/日、3,500円/月程度）になります。

#### <申請・相談窓口>

・久留米市医療・年金課

・各総合支所市民福祉課



## 5. 生活に関すること

### \*障害基礎（厚生）年金

国民（厚生）年金に加入している間にかかった病気やケガによって一定の障害を受けたときに支給されます。保険料の滞納がないかなど、条件があります。

#### <申請・相談窓口>

・障害基礎年金：久留米市医療・年金課

各総合支所市民福祉課

・障害厚生年金：久留米年金事務所（TEL：0942-33-6192）

## \*生活保護

病気や障害などの原因により生活費や医療費に困った際、申請後認定されると、生活保護法による保護を受けられます。生活保護には、生活扶助・住宅扶助・教育扶助・医療扶助・介護扶助など8つの扶助があります。

#### <申請・相談窓口>

・久留米市生活支援第1課、第2課

## \*就労支援

### 1) ハローワーク久留米

障害のある方のために、専門の職員・相談員を配置し、ケースワーク方式により、求職申し込みから就職後のアフターケアまで一貫した職業紹介、就業指導等を行っています。

※障害者枠の雇用紹介：

身体障害者手帳や特定医療費（指定難病）受給者証の提示が必要です。 TEL：0942-35-8609

### 2) 障害者就業・生活支援センター ぼるて

一般就労を希望している障害者の方の就労支援を行っています。

TEL：0942-65-8367

### 3) 福岡障害者職業センター

相談に応じ、職業評価・個別の支援計画を立てて就労支援を行っています。 TEL：092-752-5801

## 〇おわりに・・・

難病・在宅医療チームでは、次のような相談を受け付けています。ご心配な事、疑問に感じていることなどありましたら、お気軽にご相談ください。

### 1) 電話相談・家庭訪問

特定医療費（指定難病）受給者証や患者団体、医療機関・治療・福祉制度等に関する相談に保健師が応じます。また、必要に応じて電話相談や家庭訪問等を行う場合もあります。

### 2) 講演会・交流会の実施

特定医療費（指定難病）受給者証の新規・継続申請時のアンケート（状況調査票）やご要望に応じて、講演会や交流会を計画しています。